

ずっともガス契約  
(選択約款)

— 四街道 1 2 A 地区 —

2019 年 10 月 1 日実施

東京瓦斯株式会社



# 目次

1.	対象となるお客さま .....	1
2.	適用条件 .....	1
3.	料金 .....	1
4.	その他 .....	1
	付則 .....	2
	別表 .....	3

## **1. 対象となるお客さま**

この選択約款は、当社の託送供給約款で定める別表第 12 の供給区域で「四街道 12A 地区」に位置付けられ、かつ、2 の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

## **2. 適用条件**

この選択約款は、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## **3. 料金**

当社は別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

## **4. その他**

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

## 1. 実施の期日

この選択約款は2019年10月1日から実施いたします。

## 2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

この選択約款実施の前日に現に選択約款のずっともガス契約一四街道12A地区一（平成29年4月1日実施）の契約が成立している場合には、以下の通り取り扱います。

- (1) 2019年10月1日以降、ガス基本約款およびこの選択約款をあわせて適用します。
- (2) 当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率8パーセントとし、本選択約款の変更前のずっともガス契約一四街道12A地区一（平成29年4月1日実施）に定める料金表により算定いたします。

(別表第1)

### 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \text{ (1円未満の端数切り捨て)}$$

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	726.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	136.45円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	933.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	115.76円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	3,415.87円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	------------------------------

b. 単位料金

1 立方メートルにつき	103.34 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------